

厚岸町議会 令和５年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

令和５年12月 7 日

午後 2 時06分開会

- 委員長（桂川委員） ただいまから、令和５年度各会計補正予算審査特別委員会を開催いたします。

早速、審査を進めてまいります。

初めに、議案第86号 令和５年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

１ページ、第１条は、歳入歳出予算の補正です。

２ページから５ページは、第１表歳入歳出予算補正です。

８ページ、９ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

10ページの歳入から進めてまいります。

進め方は、款、項、目により進めます。

10款１項１目国有提供施設等所在市町村交付金。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 12款１項１目地方交付税。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 14款分担金及び負担金。

（な し）

- 委員長（桂川委員） ２項負担金、１目民生費負担金。ありませんか。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 15款使用料及び手数料、１項使用料。

（な し）

- 委員長（桂川委員） ４目農林水産業使用料。

（な し）

- 委員長（桂川委員） ５目商工使用料。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 6 目土木使用料。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 2 項手数料、4 目農林水産業手数料。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 16 款国庫負担金、1 目民生費国庫負担金。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 2 目衛生費国庫負担金。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 2 目民生費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 3 目衛生費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 4 目農林水産業費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 5 目商工費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 6 目土木費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 7 目消防費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 8 目教育費国庫補助金。ありませんか。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 17款道支出金、1 項道負担金、2 目民生費道負担金。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 3 目衛生費道負担金。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 2 項道補助金、1 目総務費道補助金。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 2 目民生費道補助金。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 3 目衛生費道補助金。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 4 目農林水産業費道補助金。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 8 目教育費道補助金。ありませんか。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 3 項委託金、6 目土木費委託金。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 18款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 2目生産物売払収入。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 19款1項寄附金、1目一般寄附金。
7番、南谷委員。

- 南谷委員 19款1項1目一般寄附金、5億円でございます。一般寄附金、この5億円、この内容につきましては、3番、佐藤委員が一般質問しており、5億円の計上の内容について説明があったところでございますけれども、佐藤委員のお許しをいただき、お尋ねをさせていただきます。

令和4年度は当初予算が5億円、12月補正2億円、年度末に最終残高でございますが、令和4年度の年度末残高が9億3,149万7,400円という実績があります。今年は当初予算に7億円を計上しており、今回、年度末を見込んで5億円の計上、合わせまして12億円の試算をしております。ここまでは一般質問でも説明があったところでございます。

対前年比、令和4年度と令和5年度、年度末で比較すると、今の推計では2億6,859万3,000円増額になります。最終的に12億円を見ているわけでございますから、ここでお尋ねをさせていただくのですけれども、こういうご時世ですから、ふるさと納税、どこまで伸びるのかなと私も非常に期待をしておりました。当初予算が多かったわけですから。そんなところで、昨日の質問を聞いていて、12億円を推測されているということで、非常に安堵をしたのですけれども、駆け込みもあります。ですから、この後、年度末まで12億円まで行ってくれるのかなという疑心暗鬼な部分が正直言っております。ということは、例年より駆け込み需要というか、制度が変わったので、早くふるさと納税に申込みがあつて膨れているのかなと、こういう懸念も私は持つておるわけでございます。本当に大丈夫なのかなという疑念があります。改めてお尋ねをさせていただくのですけれども、年度末、12億円を見ておられるのですけれども、この辺の状況について、改めて試算にあたっての考え方、詳しい説明をしてください。

- 委員長（桂川委員） 観光商工課長。

- 観光商工課長（田崎課長） ふるさと納税の12月補正5億円並びに今年度の見込み12億円というようなところのご質問に対してなののですけれども、まず、委員おっしゃるとお

り、今年度につきましては、10月1日の制度改正に伴う駆け込みと言われている部分、それと中国の水産物禁輸に伴う海産物の応援とでも言いましょうか、それに伴う寄附の増というものが前期、9月までの間にかなり多く見られたかなと。これにつきましては、多分、全国の自治体並びに水産物を扱っているような自治体は同じような傾向が多分見られているのではなかろうかなというふうに思っております。

当町におきましても、駆け込みと言われている9月の寄附の増、こちらにつきましては、昨日、一般質問の答弁の中でも佐藤委員のほうにもお話をさせていただきましたが、前年度と比べると3億円以上の寄附があったということになります。

今年度の推計の仕方につきましては、まず、これらの駆け込みの部分を見据えて、かつ、ふるさと納税につきましては、制度全体がまだまだ寄附額伸びているというようなことでありましたので、当町としても前年度をまず下回ることはないだろうというような見込みを立てております。その中で、この9月の駆け込みがどの程度出てくるのか。制度といたしましては、ふるさと納税の寄附金控除の関係上、12月末までというようにところで寄附がこれから、今月がピークになるのかなと思うのですが、多く集まってきます。しかし、会計上につきましては、年度という扱いですので、来年度の1、2、3という部分も私たちは見ておかなければならないだろうと。ここ近年、この1、2、3月の寄附額の伸びが多い状況にあります。ですから、12月がピークになるのですけれども、1、2、3月も令和6年の部分のふるさと納税の対象月になってきますので、1月から寄附というのは大いに出てくるであろうというような見込みも立てたところであります。

補正予算としては12億円という形で数字を計上いたしました。私どもの見立てでは、今年度、これはあくまでも推計ですけれども、13億3,000万円というような見込みを立てましたが、この9月の駆け込みに対する多分反動が10月、11月に表れてくるだろうというようなところで、その辺も加味いたしまして12億円というような寄附額を計上させていただいたというところであります。

実際のところ、補正予算計上後になりますけれども、10月につきましては、前年度とほぼほぼ同じような寄附金が集まってきました。ただし11月が私ども当初考えていた部分よりも数千万円単位で数字が落ちてきております。ただし、頭の中の計算では13億3,000万円、補正予算で12億円ということですから、1億3,000万円ほど私たちの中では落ち幅があるだろうというようなところでは、現段階ではこの数字の中に収まってきているなというようなことは思っております。

この後、12月につきましては、先月発売された厚岸ウイスキー、こちらが返礼品のほうでこれから上がってくる予想になっております。また、1月、2月、3月に向けて、夏場の牡蠣が芳しくなかった部分、この1月、2月、3月で牡蠣を中心にした返礼品のPR、こちらのほうも大々的に打っていきたいというようなことで、例年以上に年明けも寄附額は見込めるのではないのかなというようなことで考えております。

ですので、何とか12億円ということで予算を計上させていただきましたが、これをある程度目標数値のような形にはなってしまうのですけれども、私どもも低く見積もって満足するのではなく、ある程度高いところの数字を目指して、全国の皆さんに厚岸町のよい特産品のほうをPRして、ふるさと納税の数字を上げていきたいというようなこと

を考えております。

●委員長（桂川委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 大変勇気ある答弁ありがとうございます。頑張っていたきたいと思えます。

ただ、昨年も年度末、大変担当のほうは苦勞なさったと思います。年末年始もフル活動で、私の記憶では頑張っておられた。今日頑張るすぎも勤務体制、この辺につきましても、やはり一生懸命やることで数字は期待するのですけれども、やはり安心・安全なもの、それから働く皆さんにも負荷のないように、しっかり冷静な対応をしていただきたいと思いますがいかがですか。

●委員長（桂川委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） ふるさと納税につきましては、やはり12月31日がもう大々的なピークと。委員おっしゃられるとおり、役場は休みになっております。なっておりますけれども、全国からの問い合わせの対応、こちらはやっておかなければ寄附が12月31日の12時前までの決済処理が終わらなければ、今年度の控除の対象にはならないということですので、それらの体制も引くくめて、また、年明け早々、1月1日、2日、こちらの段階でも様々な問い合わせ等々が入ってきますので、これについてはもう制度上の仕組みとして仕方がないというふうに思っております。ですので、職員、ローテーション組みながら、この辺の対応、正月返上になろうかなと思いますけれども、対応をして、無理のないように、一人に偏らないような形で対応を取っていききたいというふうに考えております。

（「いいです」の声あり）

●委員長（桂川委員） ほかにありませんか。

（な し）

●委員長（桂川委員） なければ進みます。

4目衛生費給付金。

（な し）

●委員長（桂川委員） 8目消防費寄附金。

10番、堀委員。

●堀委員 提案理由説明の中で消防費寄附金、企業版ふるさと納税90万円の増というふう

にあるのですけれども、提案理由説明の中では名前が分かっている方々で3件、匿名と
いった中で名前を出さないでというのが1件という、合計の4件、90万円となっております。
名前が出ているだけの企業を見ても、一度は厚岸町の指名選考、調書なりに載っ
てきている業者ではないのかなというふうに見受けられました。匿名希望の企業とい
うものが何という名前なのか、どういう業種の方なのかというのが分からないのであれ
なのですけれども、まず、この匿名希望というものが企業版ふるさと納税でまかり通っ
てしまうのかどうなのかというものを確認したいなと思います。

あと、厚岸町において、指名業者の選考委員会において業者を選考する上で、この企
業版ふるさと納税がやられているかどうかというものが、選考されるポイントとして上
げられるものなのかどうなのか。そのように取り扱っているのかどうなのか。これにつ
いても教えていただきたいと思います。

●委員長（桂川委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 指名選考委員会の件について、私からお答えさせていただきます。

寄附の有無というのは、指名選考には関係ございません。

●委員長（桂川委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

この企業版ふるさと納税であります、これは匿名であろうが、名前出そうが、企業
が税控除を受ける際に、どこどこの町村に寄附をしたということがあれば、それぞれの
企業が寄附金控除を受けられるということでございます。

●委員長（桂川委員） 10番、堀委員。

●堀委員 匿名については、どっちにしても申告ではきちんと出すわけですよね、その会
社というのは。厚岸町もそれを受けたところでは、こういうところから来たというもの
を出してもいいのではないのかなというふうに思うのですけれども、その出せないとい
うものがあくまでも本人の希望によるものでしかないのかどうなのかというものを、い
ま一度教えてください。

業者選考のほうなのですけれども、寄附をしたから選考に通ったとか、寄附をしなかつ
たら選考に落ちたとか、というようにいわれのない、うがった見方を町民側からもや
はりされる場合というのは、やはりこれについては企業版ふるさと納税についてはある
と思うのです。制度的に甘いところがあって、例えば、今問題になっているのは国見町
かどこかかな、3億円くらいの企業版ふるさと納税をして4億円以上の事業をつくつ
て、それを受けて、要はうまくやったというようなことを今問題になっているようす
けれども、そういう報道なり、そういうニュースというものが出てくれば出てくるほ
ど、企業版ふるさと納税についてはうがった見方というものがやはりされるように町民

の目からもされるようになると思うのです。というものを考えていったときには、指名業者選考委員会なりというものの透明性というものを、ぜひとももっと高める必要があるのではないのかなと、今よりも。

例えば、会社の経営規模であるとか、財務状況または事業実績、あと社会奉仕もあるのでしょうか、そういうものなどをポイント制にした中で、ある程度の指名願いが出ている中のそのポイントで、ポイント以上の会社の中で、がらがらぼんで、ランダムで選んだ中で指名をすとかいうようなことをしなければ、企業版ふるさと納税に対してのうがった見方というのはどうしてもぬぐえないのではないのかなというふうに思うのですけれども。ここら辺はなにかしら、やはり今後考えていく必要があるのではないかなと思います。これが一般競争入札であれば、そういうようなものというのではないのですけれども、あくまでも厚岸町は指名競争入札が一としてやっている以上は、やはりより透明性を高めるというような方策を考えていくべきではないのかなというふうに思うのですけれども、この辺についてはどうお考えでしょうか。

●委員長（桂川委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 厚岸町の指名選考においては、先ほど言った内部でおかしいことが、おかしいことというか、財務上の不安がないかとか、そういうことは当然仕事の入札をするわけですから、事業がちゃんと行える会社でなければならないということは考えた上で指名選考を行ってございます。

今言われた透明性については、どういったやり方がいいのかという部分もありますので、そこはちょっと検討させていただきたいとは考えます。

●委員長（桂川委員） 10番、堀委員。

●堀委員 ぜひ、より透明性を高めるようにしていただきたいなというふうに思います。それが町民からうがった目を見られることにもならなくもなるでしょうし、また、そちら側の人や職員たちも守る、結果的には守ることにもなると思うので、やはりそこら辺はぜひ今後の中では前向きに検討していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（桂川委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 今、ご質問者言われた件については検討させていただきたいと思います。ただ、厚岸町で指名選考やっている上では、やましいことは一切ございませんので、そこはご理解願いたいと思います。

●委員長（桂川委員） ほかに、ございませんか。

（な し）

- 委員長（桂川委員） なければ、進みます。

21款 1 項 1 目繰越金。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 22款諸収入、6 項 3 目雑入。

8 番、石澤委員。

- 石澤委員 冬期節電プロジェクト参加特典収入、新規計上になっていますが、これを見ると国の節電プログラム促進事業に基づく収入の計上なのですけれども、これはこれからどんな形で取り組んでいく内容になるのですか。

- 委員長（桂川委員） 総務課長。

- 総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

47万9,000円の部分ですね。こちらにつきましては、北電のほうのプロジェクトがありまして、これが対象になるのが前年の12月、1月、2月の3月の電気料で、これ自体のプロジェクトに申し込むか、申し込まないかというのが最初にあったのですけれども、それで申し込みまして、前年度より3%以上削減できた場合、電力使用量が、できた場合に、まずできた場合の月で2万円がありまして、それに対して削減された電力量に単価が5円掛けまして、それにそれぞれ月分がありまして、それで1月、2月、3月分というものがありまして、それを全部足して庁舎等の役場で契約している電気、それを全部合計しますと、今回の47万9,000円という形になるのですが、これは、1月、2月、3月のものですので、もうこれで今回はまずは終わりというものであります。節電プロジェクトとして、去年の1月、2月、3月のが今年になってその分が入ってきたというような状況です。

- 委員長（桂川委員） 8 番、石澤委員。

- 石澤委員 これからは継続してという事業ではないのですね。太陽光を今やっていますよね、厚岸町。それとの関わりもない。単独でこういうの。分かりました。

- 委員長（桂川委員） よろしいですか。

（「はい、いいです」の声あり）

- 委員長（桂川委員） 進めます。

23款 1 項町債、1 目総務債。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 3 目衛生債。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 4 目農林水産業債。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 5 目商工債。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 6 目土木債。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 7 目消防債。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、18ページ、歳出に入ります。

1 款 1 項 1 目議会費。

(な し)

- 委員長（桂川議員） 2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 2 目簡易郵便局費。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 3 目職員厚生費。

(な し)

●委員長（桂川委員） 4 目情報化推進費。

2 番、室崎委員。

●室崎委員 厚岸町がという話では全くないのですけれども、今全国的に大きな企業や団体で個人情報の大量な漏洩というのが、あっちこっちでもってぼつりぼつりと起きていますよね。がばりがばりと言ったほうがいいのか。それで、やはりそういうニュースが連日のようにテレビや新聞で見ていると、やはり町民の中で、厚岸町で個人情報、もちろん仕事上いろいろ取り扱っていますが、そういうものが横に流れるというようなことはまさかないだろうねというような話が、半分冗談ともつかず、やはり私の耳にも入ってくるのです。それで、念のためと言いますか、当然という言葉がつくと思うのですが、そういうことは全くないようになんかいろいろな形で鍵をかけたり、セキュリティというのですか、そういうものをやっていると思うので、それを分かりやすく説明していただきたいのですが。

●委員長（桂川委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 個人情報の漏洩に関しまして、その多くがシステム上の漏洩という部分が広く問題に上がっているというような状況がありますが、厚岸町におきましては、扱っている情報ですが、まず、システムの個人情報ですとかマイナンバー関係ですとか、そういった部分を扱っている利用事務という分野のもの、それと一般的な文書作成事務ですとか、その中でも当然個人情報扱う、持ってくるようなものはありますが、そこには保管しているものではなくて、通常の事務を行うためのシステムのこの構成、それとあとは外部のインターネット環境に接続するというのも業務上必要になってきますので、そういった外部のインターネットに接続するような環境と、三つの環境に分けてシステム管理を行っております。

まず、インターネットの部分につきましては、別の端末になりますが、一般的な業務を行う部分と、あと個人情報等のデータを保管しているシステム等を扱っている部分と、ここを操作するためには、まず操作の端末、パソコンですね、職員が使うパソコンにログインする際に、ＩＣカードの入ったカードで認証行為を行った上で、さらに職員それぞれに設定されたパスワード、職員のＩＤとパスワードを入力して、そういった多要素の認証システムにしております。これは個人情報ですとか扱う部分と一般事務の部分ともにそういったものになります。

さらに、個人情報を扱う部分につきましては、そこを選択する際にもさらにパスワード認証というようなものになっておりますし、その環境というのは外部のインターネット環境から分離した、切断されたところになっておりますので、そこに外部から入ってくるということは、まずなかなかできないようなものになっております。

それと一般的な事務のほうも接続回線というのは行政専用回線、いわゆるＬＧ－ＷＡＮと言われるのですが、国ですとか北海道ですとか町、市町村ですね、そういったものが行政機関のみが接続する回線で管理をしております。

そういったところで、そのL G－W A Nという行政ネットワークは国が構築したもので、そこでも多重のセキュリティ対策を講じておりますので、そこでも対応できます。

さらに、パソコン端末、我々が扱うパソコン端末におきましても、別にウイルス対策ソフトも入れて、そこでも対策を講じております。

それとインターネット接続のほうにおきましては、そちらもログイン等の認証行為は行うのですけれども、北海道セキュリティクラウドと言いまして、北海道の自治体が入る組織、費用を出し合って、そこでトータル的なセキュリティ対策を講じて、そこを介して通常の外部のインターネットに接続するという仕組みになっておりますので、そこで有害と思われるものですとか、不正なプログラムが乗ったようなインターネットメールですとか、そこでフィルターにかけて怪しいものは排除すると。その上で、そこを通過してきたものも、それも我々の役場に置いている端末のほうでセキュリティ対策、ソフトも別に入れていきますので、そこでもさらに対策をかけているということになっております。

それと、あとは社会的にこういったウイルスが出回っていますですとか、そういったものが地方公共団体情報システム機構という、法律の基づく情報関係の組織なのですが、そこからいろいろなそういった情報が入ってきますので、そういった情報が入ってきましたら、各職員に周知して、こういったことに気をつけてくださいですとか、こういった対応を取ってくださいというような周知などもしておりますし、あとはインターネットのほうには個人情報を取っているシステムのほうからU S Bなりで個人情報を持ち出すようなことはしないと。U S Bも専用のU S Bしか認識しないようになっておりますし、そのU S Bを開く際にも、U S Bごとにパスワードを入力しなければ開くことができないというようになっております。

また、そのU S Bの取扱いについても、きちんと管理をするようにということで職員に周知して、常に空にするようにというようなことも周知するなどもしておりますので、そういったことで対策を講じております。

●委員長（桂川委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 理解できる話、難しすぎてよく分からない話、いろいろとお聞きしました。ただ、聞いていて、結局万全のシステムを取っているなということだけは分かりました。お聞きしたいのは、今はシステムの話なのですよね。ところが、この情報漏洩というようなことが全国各地で起きているわけです。そこは万全のシステム取ってなかったのかというと、どうもそうとも言えないよう。分析している専門家の話を聞きますと、情報漏洩、個人情報も含めてですが、脅威というのは、技術的な脅威、物理的な脅威、それと人的脅威であると、こういうふうに言っているのです。物理的脅威というのは、もう本当に中心になっている記憶装置、機械壊して持っていくようなのをいうのでしょうけれども、技術的脅威というのは、何て言いましたか、それこそペンタゴンにまで潜り込んでいくような特殊な技能を持った、もう国家ぐるみでやっているような、そういうようなのが入ってきて、情報を盗んでしまったというようなものからずっと低レベルまであるでしょう。実は人的脅威というのが非常に大きな割合を占めているというので

す。これは例のマイナンバーですか、これ最初の言い方はちょっと違いましたけれども、そのときに、何かいろいろな政治家が吹き出すような初歩的な間違いをしたような説明をしたり、いろいろなことがありましたけれども、完璧なのだという話があったときに、あるやくざの親分がせせら笑ったというのです。自治体の職員の中にはサラ金で首の回らなくなったのはいくらでもいると。そういうのをちょっと脅かして、そこから持ってこいと言えはいくらでも取れるのだというようなことを言ったというのですが、あながち馬鹿にできる話ではなかったようです。

厚岸でも10年ではきかないでしょうけれども、前に、ちょっと騒ぎになったことがあったですね。学校の先生が自分の家に帰って仕事をするために、U S Bとかいう記憶装置に学校で使っているパソコンの自分の、例えばテストの成績だとか何だとかというようなものを抜いて、使い慣れた自分のところのパソコンに持って行って、それを入れて作業をしたのです。そうしたら、そのときの、誰だったかももう忘れたけれども、担当課長の説明は、その頃何か問題になったソフトがあったのです。ゲームか何かやるソフトらしいのだけれども。それが入って、入れておくと、中で勝手に動いて悪さして、そういう情報を抜いて外へ出してしまうと。何とかいう名前の。結局それを開発した筑波大の助教授か何かが刑事事件になったのではなかったかな。もうちょっと忘れちゃったけれども。記憶違いかもしれません。そういう悪いソフトがあるものですからという答弁のときに説明したから、私それちょっと違うのではないかと、そのせいにするのはおかしいよと、やり合った記憶があります。

当時の教育委員会の管理課長は、そういうような取扱いについてルールをつくると言って、非常に細かくいろいろなことを書いたのですが、そのとき私言ったのです。もう原理原則ごく簡単な取扱いのルールは決めてあったのです、そのとき。それに従わないで情報を流してしまったら、ミスがあろうとソフトが悪かろうと、その人の首も一緒に流れるというふうに1条だけつくればそれで十分ではないのと言ったのです。そうしたら、それやりたいのだけれども、教職員の場合は道職員だからできないのですよという話、議会でやった記憶があります。

今何を言いたいのかというと、人に対するセキュリティ、そこの部分というのは、実は非常に大きな割合も占めているようです。人に対する云々というふうに言いますと、この前はちょっとそれが出たようですけれども、悪意があって、あるいは1件幾らで金になるから、そういうものを抜いてきて業者に売ったというようなことを我々もぱっと思えるのですけれども、事件の発生率からいうとごくごく僅かのようなですね。やはりうっかりミス、とんでもないところへ間違えて送ってしまった。あるいは、鍵をかける前に置き忘れていて、それをほかの人が使ってしまったというようなものが結構あるのだということを言われています。そういう部分について、どういう対策が取られているのか、これについてもう一度お聞きしたい。

●委員長（桂川委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 人的セキュリティにつきましては、先ほども若干申し上げさせていただきましたが、そういったいろいろな事案が発生する都度、職員にその事

案についての周知、注意喚起をするほか、職員の新規採用時などに情報の取扱いについて周知、教育をするというようなことをしております。あと、もう少し定期的にやらなければ駄目だねというところで今話をしているところなのですけれども、半年に1回ですとか、そういった部分で職員に情報の取扱いについて徹底をするということは、今も周知は都度しているのですけれども、もう少し定期的にしていきたいなというふうには考えているところです。

あと、個人情報につきましては、先ほどのU S Bを使ってというお話をさせていただきましたが、情報を保管しているシステムで、その情報にアクセスできる人を法律に基づいて利用可能となっている事務を扱う担当者個人に、その法律で使うことが許されている事務のみアクセスできるように、人と、あと情報のこの二つを紐づけして条件を設定して、これしかアクセスできないと。ですから、私が税ですとか福祉ですとかという部分で、そのシステム自体にアクセスできないようになっておりますし、システムにアクセスできる担当でも、ほかの係の者の情報は見に行けないというようなことになっています。これはちょっとシステムのセキュリティになりますけれども、そういった部分でU S Bから抜き出すということは、なかなか難しい状況になっておりますし、仮に抜き出したとしても、誰がいつ抜き出したと、どういった操作をしたというのも操作の記録というのが残るようになっておりますので、これが防止につながるかということにはちょっとあれかもしれませんが、抜き出したとか、そういったことをした場合には誰がというのは、どのI Dで入った人がいつというのが分かるような状況にはなっているので、いわゆる犯人と言いますか、そういった者の特定作業には結びつけられるような状況になっております。

ただ、やはり人的セキュリティと言いますと、周知徹底、教育という部分がやはり重要なというふうにはなってきますので、ここは徹底してこれからもしていきたいと思っておりますし、あとはちょっといくら徹底してもそれぞれのモラルと言いますか、そういった部分もかかってくる部分のあろうかなとは思いますが、そういった犯人の特定ですとか、すぐできるような状況にあるということも合わせて周知して、それとあと個人情報を漏洩させた場合のリスク、重大性、責任の重さ、そういったものも合わせて周知を徹底していきたいなというふうに考えております。

●委員長（桂川委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 今重要なことは全部課長、おっしゃいました。私のほうで言おうかなと思ったこと、全部先におっしゃた。よく分かってらっしゃると思う。問題は、そういうことを日々の業務を行っている皆さんがしっかりと皮膚感覚で分かっているなければ駄目なのです。いわゆる情報漏洩が起きたところを後から見ると、うたい文句のシステムはびしっとできているのだけれども、例えば何とかカードですか、この胸から下げている、それが1枚ぼんとコンピューターの前に置いてあって、その権限のある人のなのでしょう、それをみんなが使って出していたと。1回1回それをやると不便だからと。結局、人の部分でせっかくのセキュリティが壊れているのです。そういうような話というのはいくつも聞くのです。厚岸がそうだというわけではないですからね、これは誤解し

ないでください。それから新人研修のときというのは大いに結構です。ただ、慣れてきたときに逆におっかないのです。そうすると、一番冒頭、今課長もおっしゃったのだけれども、研修というか、そういうようなものは定期的に、やはりねじをぎゅっぎゅっと締めて、何とかいう野球選手の言葉ではないけれども、ひりひりするような緊張感の中でやらなければならない分野だと、そういうふうに思いますよね。

その辺りを、いわゆるヒューマン何とかというのだそうですけれども、どうかよろしくお願いしたい。罰則云々というような話は、これを頭から出してしまったのでは人を何と考えているのだということになりますけれども、実はリスクは非常に大きいのだと。ああ、しまったで済まないのだという、そこの部分を、特に今こういう情報機器というのは発展すればするほど、ちょっとしたものが大きな結果を出すという時代に入っているわけですから、十分その辺りを含めて、今自分がやっていることの重要性というのをきちんと認識するような、そういう人間的なシステム、それについてもよろしく構築していただきたいと、そのように思いますがいかがでしょうか。

●委員長（桂川委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 今質問者おっしゃられたとおり、そういった人的な部分でのセキュリティ強化に向けた教育、研修会ですとか、そういったものを定期的に行うように、役場で行っている既存の研修を利用するですとか、そういった機会も活用できると思いますので、そういったことも含めながら、そういった人的セキュリティの向上に向けて、徹底して努めていきたいと考えております。

●委員長（桂川委員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） セキュリティ管理についてはおっしゃるとおりで、システム的にはきちんと整っております。個人情報マニュアル等もつくりまして、個人管理もしっかりしているのですが、やはり最後は人です。今おっしゃるとおり。いろいろ事件等を見ても、やはりちょっとした気の緩み、気の緩みの継続が大きな事故を生むというのがもうはっきりしております。これは交通違反等も全てそうです。先ほど、入ったときとかということもありましたけれども、これは私たちも含めて研修するとともに、春でがつつりそういうのはやるのですけれども、だんだん意識が薄れてきて、長期休業中だとかが大きく気が緩んだところで大きな事件が起こる、事故が起こるということです。

本町におきましては、先ほど、先々日、校長会ありました。そのときに交通違反だとかの法令遵守に合わせて個人情報の徹底ということも、私のほうから校長会、教頭会のほうで伝えております。これも毎回の長期休業前には必ず行っております。こういう繰り返しでしかヒューマンエラーを防ぐことはできないのかなというふうに思っておりますので、厚岸町でもそういう事件があったということです、そういうことを繰り返さないよう、肝に銘じて指導していきたいと思っております。

以上です。

●委員長（桂川委員） 4目、ほかにありませんか。

（な し）

●委員長（桂川委員） なければ進みます。
5目交通安全防犯費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 6目行政管理費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 7目文書広報費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 8目財政管理費。
2番、室崎委員。

●室崎委員 どこでお聞きしていかがあまりよく分からなくて、前もって委員長にちょっとお聞きして、ここあたりだろうと言われたので、それでお聞きするのですが、財務規則を見ますと、例えば136条などには随意契約によることのできる金額として、これ以下だと随意契約をしてもよろしいですよというようなのが金額として上げられていますね。こういう規定の仕方、あちこちにあると思うのです。財務規則だけでも。こういうものって、例えば5年間だとか、そういうときに見直しをかけて、世の中の情勢に合わせていくとか、そういう作業というのは、この財務規則だけではなくて、例えば旅費規定でも何でもそうなのですから、行われているものなのではないでしょうか。

●委員長（桂川委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。
財務規則の136条の随意契約に関しましては、こちらのほうは行ってはおりません。

●委員長（桂川委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 この額を決めたのは何年前なのですか。財務規則そのものは令和何年だかに全面改正されていますよね。その前から私の記憶だとずっと引き継いできている価格のような気がするのですが、その辺り分かりませんか。

それから、委員長申し訳ない。財務規則だけではなくて、ちょっとほかにも飛ぶのだけれども、似たようなもので私が知っているのでは旅費規程なんかも、幾ら幾らを上限とする実費というふうに宿泊費なんて書いていますよね。ああいうものも何年頃に決めたものなのでしょうか。

●委員長（桂川委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） まず、この財務規則にあります136条の関係でございますが、地方自治法の施行令の別表でこの数字が載っております。これに基づいて財務規則に私どもがこちらのほうに同じ数字を載せさせていただいているというような状況でございます。

●委員長（桂川委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） ちょっと年数は、今、総務課長が調べに行っているのですが、旅費規程については、比較的新しい時期に見直しをさせていただいております。現在、札幌のホテル等、かなり高騰しまして、管内の町村で見直しを今、この12月定例会等にかけているところではありますけれども、厚岸町については先んじて実費支給等になったときに合わせて宿泊費等の改正を行っているのと、その前の改正で実費支給ということをやっていますので、管内でも一番多分進んだ形で厚岸町はやってきているというふうに思っております。

●委員長（桂川委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると、財務規則の規定は、厚岸町が勝手に変えられるものではないのだ。

●委員長（桂川委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） これに基づいて設けさせていただいておりますが、やはり基準となるものがあります。それをどこに持っていくかとなりますので、私どもはこの地方自治法の施行令、この別表のほうを参考にさせていただいて、財務規則で規定をしているということでございます。

●委員長（桂川委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 財務規則のこの数字がいいとか、悪いとか、そういう話ではないのです。それから今の旅費規定に関しても、そうやって見直しているというのだけれども、たしか上限幾らでもって実費ではなかったですか。そうでしょう。その上限の話なのです、私言っているのは。実費にしているのは厚岸町だけだっていうたしか昔新聞記事を読んだ

ことあります。あとはみんなつかみだったのです。それはいいのです。

私がこれを一例にして申し上げたいのは、今どんどんどんどん物価上がってきています、いろいろなものの。そうすると、10年前もしくは20年前の幾らという数字と、今の数字が同じ話ができるかというものはたくさんあると思うのです。そういうものが幾ら以上だったら、例えば今の随意契約というのは一般競争入札から見たら、ずっと手続きが簡略化されていますでしょう。だから、そんな高いものにはできないよということで基準決めてあると思うのです。それが例えば、これがいつ決まったか知りませんけれども、例えば10年前に30万円ですよと言ったのと、今の30万円とが同じと言えるかなというものは随所にあると思うのです。もしかしたら10年前だったら、これ20万円と決めても同じだったのではないのというようなものはあるはずですよ。そういうときに、手続きだけは厄介なものがずっと来ていると。今この値段でもって買えるものないよというようなものになってもめんどくさい手続きをしなければならないということがもしあったとしたらいいことではないですよ。事務の合理化とかいろいろな面から言っても。それで、やはり5年に一遍くらいは、こういう類いのものは、財務規則がというのではないですから。いろいろあると思うのです。町内の。そういうようなものについて、直せというのではなくて、検討してみるというようなことも一つの事務の流れとしてつくっておく必要があるのではないかというふうに思ったのです。今回のいろいろな諸物価高騰のそれを見ていると。それで、その辺りについてのお考えを伺いたい。

以上です。

●委員長（桂川委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 委員おっしゃられるとおり、物価も相当変わっておりますし、そういった部分は歳出のみならず歳入においてもたくさん、例えば集会所の使用料等、たくさんあると思います。それを上げる、下げるとは別の問題といたしまして、そういった確認をまずはちょっとやってみたいと思います。それ以上になっても、例外規定を設けて、できない場合はそうするというような規定の仕方も旅費規定のようにございますので、そういった手法についても、ちょっと考えさせていただきたいと思います。少し時間は要すると思いますが、よろしくお願いいたします。

●委員長（桂川委員） 8目、ほかにございますか。

（な し）

●委員長（桂川委員） 休憩します。

再開は、3時30分といたします。

午後 3 時00分休憩

午後 3 時30分再開

●委員長（桂川委員） 再開します。

10目企画費。

4番、金子委員。

●金子委員 企画費の中の090、地域おこし協力隊の減額の、提案理由説明書に書いています想定していた隊員の採用がなかったことによる減でと書いてあるのですが、どのような業務をしてもらうために募集していたのか。あと、今現在いる地域おこし協力隊の活動内容と何名活動しているのかを教えてください。

●委員長（桂川委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、減額理由といたしまして、地域おこし協力隊1名、こちらの理由でございますが、これは介護人材の確保を目指す職員ということで、これは町内、ケアマネージャー、要は介護支援事業所でやはり人的に不足しているということで、この地域おこし協力隊を雇って、この事業所の介護の人材ということで確保したいということでございましたが、実際に、昨年から募集をかけさせてもらっています。実際のところ、何名かは募集は来ておりましたが、やはり履歴書等拝見させていただきまして、私たちが求めている人材とちょっと異なっているということで、書類選考の段階で落とさせてもらったという経過でございます。今年ももう、募集かけてからとなりますと、今12月でありますので、年度でいきますと、もう何カ月しかないということで、これは1名分落とさせてもらっています。

それと現在、厚岸町には2名の方、地域おこし協力隊がおります。1名の方は林業に従事している方で、この方につきましては、もう既に2年経過している方であります。こちらのほうは森林組合のほうで地域おこし協力隊として活動をしているということでございます。もう1人の方でございますが、これは今年の10月1日から地域おこし協力隊として来ていただきましたが、地域環境保全で地域おこし協力隊ということで、厚岸湖とか別寒辺牛湿原、この湿原の重要性だとか、価値を調査研究しながら、厚岸町のよさをPRしていただくということで、今この方につきましては、水鳥観察館に勤務して、今活動しているということでございます。

●委員長（桂川委員） 4番、金子委員。

●金子委員 厚岸町自体、地域おこし協力隊の募集内容が、昔はきのこだったり、菌床センターですね、あとはエーウロコ、あとコンキリエだったり、今回も森林組合だったり、大きなところというか、町の関連している施設の募集で協力隊を今まで集めてきたのですが、時代も変わってきて、地域おこし協力隊のブームというか、そういうのもまた少し去ってきているなど、個人的にも周りの人の話を聞いても感じるのですが、堀委員が一般質問でしたように、飲食店とかの空き店舗だったり、事業承継で、もう歳で辞めた店だとか、そういう店って厚岸町内でもいっぱい増えてきてあると思うのです。道

内の他町村でも、そういうところの後継者になってもらうための協力隊だったり、自分で起業するための協力隊というのも募集しているところはちょこちょこ見受けられると思うのです。このあたり、地域おこし協力隊に対しての考え方が世の中でやろうと思っている人も変わってきているというのもあるので、ぜひ厚岸町としても、そういう個人の方で困っている、人材がほしい、例えば非営利団体とかで団体を進めていくのに、自分のところの団体以外にこういう人を入れてもっと活性化したいとか、いろいろな要望って聞けるのです、自分も。なので、ぜひ、森林組合だとか町に関連するところではなくても、極端にいけばほかの町村でもフリーミッションでやっているそれこそ自分で何やりたいか決めて計画を出して、それに向けて活動するとかという募集をしているところも、今も結構ありますので、そういう募集の仕方も考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●委員長（桂川委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 答えいたします。

まず、この地域おこし協力隊、雇う部分といたしましては、やはり厚岸町に来ていただいて、いろいろなPRをしていただくというところもございます。まず私ども考えるのは、やはり3年後、これは上限が3年間活動できますので、その3年後をやはり厚岸町に移住していただく、定住していただくというのが一番の目的だと思っております。

いろいろな事例が全国にも地域おこし協力隊の事例はあります。そういった中では、昨日の、先ほど金子委員からも言われました堀委員からの起業ないしの地域おこし協力隊というのもあるのですが、やはり地域おこし協力隊だけでそういう制度を設けるのではなくて、一つのものだとは思っています、地域おこし協力隊は。昨日の一般質問の堀委員の内容で行きましたら、これは地域おこし協力隊だけではなく、例えば地元の方が事業継承する、また、これは地域おこし協力隊でいきますと、どちらかというと都市部からどうしてもこちらに来るというふうになりますけれども、やはりいろいろなところから、極端な話でいけば、隣の市町村から来てもいいような、そういう制度も地域おこし協力隊も含めて、考えていければいいかなとは思っています。

そういった中では、今委員言うように、いろいろな形の地域おこし協力隊、事業継承だとかとあります。そういった中では、やはり3年後を見据えて厚岸町に定住していただけるような地域おこし協力隊になり得るか。これは私たち担当であります、そういった課、いろいろありますので、これはそういうような、なかなか今人手不足ということでありました、先ほどもちょっと出しておりました介護の人材、こちらは今人材不足であります。それを地域おこし協力隊で求めたということでもあります。そういった中では、いろいろな業種の中で、この人手不足というのがあります。また、いろいろな形でまちおこしをできるということもあると思いますので、いろいろな事例、ちょっと探りながら、また、いろいろな課と連携しながら、この地域おこし協力隊、どういった形で活用できるかというのをちょっと勉強させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（桂川委員） 4 番、金子委員。

●金子委員 ぜひ、そのような方向に力を入れて、協力隊で来る人と関わって特に感じるのが、自分で3年後起業したり何かしたいと思って来る人って、結構な割合で協力隊の集まりの中でもいるので、ぜひ柔軟性を持って、新しいことも取り入れて、協力隊員の募集をしていただきたいというところと、あと、やはり厚岸町の魅力とか、厚岸町がどういう町かというのをネットで検索したり、SNSとかで、ワードで厚岸町と言われても、正直言って全然情報が出てこないというか、そういう情報って、結構厚岸町って少ないのです。その中でも、観光協会の事務局長とかは情報発信をして、やはりそういう情報発信する方が、協力隊どうかというわけではないのですけれども、やはり町の情報が少ないので、このあたりも含めて課題として、町の活性化、町を盛り上げるためにも、ぜひ、協力隊だけに限らず、情報発信のほうも併せて考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●委員長（桂川委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

今、そういうようなSNSということで、いろいろな形で厚岸町のPRをできるというようなもので、本当、これは日本国内のみならず、全世界に配信できるということになりますので、今委員おっしゃる部分を加味しながら、研究または勉強させていただければと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（桂川委員） ほかに、ありませんか。

7 番、南谷委員。

●南谷委員 私も地域おこし協力隊で確認をさせていただきたいと思います。

今、質疑を聞いておったのですけれども、介護人材を目指す人を探していたと。結果的に、お眼鏡に叶わなかったというか、残念ながら採用に至らなかったということなのですけれども。つい最近、マスコミを賑わしているのに、ケアマネージャー、介護人材、非常に減少してきていると。福祉協議会、社協にケアマネさんいますよね。厚岸町は。でも数は多くないのです。社協でも求めています。ケアマネージャーさんの求めている人材というのは、社協さんでも求めている人材とリンクしているのでしょうか。この辺の関係について確認をさせていただきます。

●委員長（桂川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

町内のケアマネージャーの状況ですが、今回の協力隊の枠といたしましては、社会福祉協議会、他の事業所に比べて人数は多くいらっしゃいます。町内の事業所では、1人のケアマネ事業所、2人のケアマネ事業所、それから3人体制、社協については今のと

ころ5人体制というような、ケアマネの事業所としては人数がいる状況となっています。また、退職ですとか、それからパート勤務等に合わせて募集等を独自に行っております。協力隊の部分の募集枠につきましては、なかなかやはり単独での人員確保が難しいというところで、各事業所とも相談させていただきながら、町内医療機関でのケアマネージャーさんの枠に当てはまるような形で1人分を設定していたという状況でございます。

●委員長（桂川委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、社協ではなくて、というわけではないけれども、町内の医療機関にということ。いずれにしても、町内にケアマネさんが足りないというのは事実だと思うのです、私の調べている範囲では。そういうことですから、やはり退職されたり、それから高齢になって退任されたり、時間も拘束される、ちょっとケアマネさんの1人当たりの40人ちょっとという枠をオーバーしつつある実態にあります。ケアマネさんの必要性というのが問われているわけですから。次年度以降も、今回、減額したのですけれども、来年はどうなるのでしょうか。

●委員長（桂川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 協力隊の部分につきましては、今年度もう期間がないということで、減額ということで総合政策と話をしていたところですが、来年度、改めてこの部分は継続したいというふうに考えております。今年度も、先ほどお話あったとおり、履歴書で精査させていただいたところ、やはり60代の方ですとかということでは、なかなか地元、それから継続して定住していただけるような状況ではないのかなという部分もありましたし、来年度、また改めてその部分の枠を設定して、今お話があったように、数少ないケアマネージャーの確保という手段の一つとして考えているところでございます。

なお、現在のうちの制度としましては、資格取得後、事業所に就労された方に対する就労援助として一時金を支払うというような制度も設定して支援しているような形ではありますが、まだ運用されている状況にはありません。いわゆる資格取得後に新規就労してくれたというケアマネージャーさんがいらっしゃらない状況にあります。

こういったことと、あとは資格取得に向けて、各事業所も雇用者に対して、従業員に対して奨励金を出すとか、いろいろな手段も講じているところですが、僕たちもちょっとそういった手段いろいろ考えながら確保していきたいなというふうに考えているところでございます。

●委員長（桂川委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 この目でもう1点お尋ねをさせていただきます。

このページが一番上、消耗品費58万9,000円の計上でございます。ここでお尋ねをさ

せていただきます。

説明書、議案の提案の説明書の中に、消耗品58万9,000円の増は今年度中に開催される見込みの北海道横断自動車道根室線尾幌・糸魚沢道路の工事着工にかかるイベントに対する云々となっているのですけれども、今年度中に道路の早期完成に向けての醸成のためのイベントを開くのだらうかと、ここまでは理解できるのです。このイベントの内容、主催者はどこなのか、それから厚岸町はどうか関わっていくのか。さらに、参集範囲はどのように考えているのか。そして、消耗品をということなののですけれども、どのようなものをこの58万円に使われるのか。今の段階で分かる範囲で説明をしてください。

●委員長（桂川委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、この提案説明のところにも書いてあります、今回イベントでございますが、既に令和3年から尾幌・糸魚沢道路の高速道路着工しております。本来であれば、こちら、主催は釧路開発建設部でございます。国交省でございます。こちらのやはり工事を進めていく中では安全祈願、また、やはりこの道路がこういった形でこれから工事が進む必要性だとかを改めてやはり式典を開いて工事を進めたいというのが本当の目的ではございましたが、やはりコロナ等がありまして、これは伸び伸びになっていた状況でございます。こちらのほうの参集範囲であります。今、開発建設部の想定では200人、こちらのほうは、もちろん地元の人から道内または道外の方を呼ぶということで200人ということ想定しているということでもあります。

厚岸町との関わりは、尾幌・糸魚沢、これが厚岸町の町内の工事であるのと、こちら、町長のほうもこの期成会の副会長ということでございますので、ぜひ、やはり尾幌・糸魚沢、この道路の必要性を今までいろいろな形で国のほうにも訴えてきて工事が事業化になったということでの着工式をやりたいということでの今回であります。これは昨年度、一昨年も予算計上はさせていただきましたが、コロナの影響で着工式はできなかったということで予算のほうは落とさせていただいていたところなののですけれども、改めて、今年度、今、1月もしくは2月に着工式をさせていただきたいというようなことがありましたので、今回この補正予算で出させていただいております。

この中身でございますが、まず、この中には、すみません、需用費の中で印刷費もちょっと入っておりましたので、こちらのほうが差し引きますと、このイベントに係る部分につきましては45万3,000円でございます。こちらのほうは厚岸町の、こちらの200名来る方に対するいろいろな特産品だとか、いろいろ資料だとかをPRするためのものを、この200人に対してお渡しするというような経費を今回計上させていただいたということでございます。

●委員長（桂川委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 主催者が厚岸町ではないわけですから、制限がかかるということは

理解できるのですけれども、早期完成に向けて、町としても取り組んでいるわけですから、一人でも多くの町民の皆さんに参加できるよう配慮をしていただきたいと思いますがいかがですか。

●委員長（桂川委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） こちら、委員言われるとおりではございますが、何せ主催者が釧路開発建設部でありますので、こちらのほうのとりまとめは釧路開発建設部で行っております。こちらのほうは、一人でも厚岸町の町民の方、こちら何でもかんでも入れるというわけにはございませんが、やはり、例えば、もちろんここにおられる町民の皆様もそうでございますけれども、自治会長だとか、いろいろな団体の長だとか、そういう方が今のところ入る予定とはなっておりますが、一人でも多く入れるように、私もちょっと確認はさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（「いいです」の声あり）

●委員長（桂川委員） ほかに、ありませんか。

（な し）

●委員長（桂川委員） なければ、進みます。
11目財産管理費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 12目車両管理費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 次ページ、3項1目戸籍住民登録費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 6項1目監査委員費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。
7番、南谷委員。

- 南谷委員 3款1項1目社会福祉総務費ですね。31ページを見てください。31ページに090、重層的支援体制整備、この事業がマイナスの169万2,000円減額になっております。当初予算も含めて、この現額になった内容について、概略でいいですから説明をしてください。

- 委員長（桂川委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

重層的支援体制整備、これにつきましては、準備事業というようなことで考えております。重層的支援体制整備に向けての移行期間ということで、最終的には各障がい児童、高齢者、それから低所得という自立支援、そういった部分の相談機能、それから活動する場等の設定を行って事業をそれぞれ展開していくための体制を整えていくというような事業でございます。

厚岸町におきましては、各課の分野での事業、ある程度進めているところはあるんですが、中でもなかなかこれまでやっていない、今後整備しなければいけないという部分では、大きくは総合での窓口の相談体制の充実、連携。それから、もう一つは制度的には低所得者の自立支援と言いますが、生活保護に至る前に、それから至った後、そこから脱するための、それから日中活動することができないひきこもりの方などが活動できる場づくりをしていきたいというようなことで、現在社会福祉協議会のほうに委託をしている事業でございます。

当初予算でいきますと、472万2,000円の事業が、今回169万2,000円の減額ということで、308万円に補正後の額として委託料を変更するというものでございます。中身でいきますと、大きくは活動する場として考えておりました、今回は農作業で、高齢者それから指導できる方、それと居場所がない方、それから就労されていない方、声かけて集まっていいただいて、今回は農作業を行うというようなことで、ビニールハウスをつくりまして、作物の収穫を行うというようなものを考えていたところです。

これは、基本的には補助金が入るということで、補助対象になる部分を精査しながら設定をしていたのですが、ビニールハウスの設定として、例えば備品購入がなかなか高価な備品購入が駄目であったりだとか、それから土壌改良という部分で土入れを委託したいというように考えていたのですが、請負工事的なものは駄目だということで、その部分がちょっと変更になったこと、それから実際にハウスを造る段階でも最初言っていた部分では2棟造る予定だったのが、今回1棟になったという経過もございまして、規模を縮小したということで、今回減額に至ったという状況となっております。

- 委員長（桂川委員） 7番、南谷委員。

- 南谷委員 そうすると、補助対象に土入れ、そういう行為が補助対象にならないと、今説明があったと思うのです。そういうことも含めて、土を入れなくてもいいところに、ある程度1棟にしてやったので、そういうことで減額になったと。この事業は準備移行期間だということでございますが、参加人数や参加団体、それから、この事業の進捗状

況、やったのだと思うのです、残りの金額つかっているから。その状況について分かる範囲で説明をしてください。

●委員長（桂川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ちょっと説明が足りなかった部分では、性質として請負工事に類するものが駄目ということで、重機による土入れがちょっとできないということで、手作業で必要な土を入れたというふうに、そのために規模も少なくしたというような実態でございます。

それから、この事業につきましては、この総額については、他の事業としましては、社会福祉協議会で行っているおたすけ隊というのを設定しております。介護保険や障がい者施策、サービスなどで、例えば日頃、大きな家具を動かすときに、ヘルパーさんでは、介護報酬ではできないので、ボランティアで動かしてもらいたいですとか、隙間にあるお手伝いができるというような事業でおたすけ隊というのを設定しております。

これの足代と言いますか、かかる費用、それからもう一つボランティアポイント制度を設定しましたので、このボランティアポイントとなる費用について、この事業費の中に含んでいるものであります。

今回の作業での事業規模、詳しくは、実は確認をしておりますが、常時、例えば農作業ですので、来れる人数で天気を見ながら集まった状況に合わせて、できる方が従事してもらうというようなことで行っておりますので、7、8人から10人程度の方が手伝っていただいたという状況。それから収穫の際には児童館の子どもたちをその日に呼んで、一緒に収穫をして、芋を食べたというような事業で経過していることの報告を聞いております。

（「いいです」の声あり）

●委員長（桂川委員） ほかに、ありませんか。

（なし）

●委員長（桂川委員） なければ、進みます。

2 目心身障害者福祉費。

7 番、南谷委員。

●南谷委員 ここで、更生医療給付費、マイナスの310万8,000円、ここでお尋ねをさせていただきます。

この減額になった内容、どういうことで今回更生医療給付費が下がったのか。こっこの提案理由書にはあまり書いていないのです。300万円減額になっていて、やはり、この件はもう少し詳しく説明してください。この内容について説明をしてください。

●委員長（桂川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

補正額につきましては、更生医療給付費として310万8,000円の減額という記載となっております。当初、予算では1,516万4,000円の当初予算から、今回310万8,000円の減額ということで、補正後額1,205万6,000円となる予算となっております。

更生医療の給付の内容ではありますが、これは大きく三つほどありまして、腎臓機能障害の入院費に係る費用、それから人工関節置き換え等に係る医療費の給付、それから大きいのは人工透析に伴う費用の給付ということで、今回減額となった部分では、そのうち透析の方の費用というのが、医療保険を全く使わない部分ですので、単価がとても高い方、これが昨年2名いた方が今年度途中で2名死亡等により費用負担がなくなったということで、大きく減額が見込まれるということで310万8,000円の減額と見込んでいるところでございます。

（「分かりました」の声あり）

●委員長（桂川委員） ほかに、ありませんか。

8番、石澤委員。

●石澤委員 地域訪問支援というのがあるのですが、そのやっている仕事と内容、それからどのくらいの人に行っているのか教えてください。

●委員長（桂川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

この事業につきましては、旧奔渡保育所で行っています障がい者の方が給付サービス等を使う前に通ってこれる場所ということで、地域活動支援センターというのを委託事業ですが実施しております。ここには毎日、1日にすると1人、2人、3人とかいうくらいの方が毎日通ってきて、例えば工芸品をつくったりだとか、手作業というような活動を行う事業ですが、この事業所に通う送迎を行う車両の維持費という状況となっております。今回の部分につきましては、車両の送迎ということで燃料費の不足部分の計上という状況となっております。

●委員長（桂川委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 地域支援、訪問支援ということなので、何か保健師さんとか何かがやっているのかなと思ったのですが、車の送迎ということなのですね。あと、そのほかには、奔渡以外にはこういうことをやっているところはないのですか。

●委員長（桂川委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） 地域活動支援センター、町内に1箇所ということで、ここに通うために車両の運行も含めて委託をしているということで、この事業だけの事業というふうになっております。

- 委員長（桂川委員） 進めます。
3目心身障害者特別対策費。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 4目老人福祉費。
2番、室崎委員。

- 室崎委員 ここでお聞きしますけれども、コロナでいろいろなものが中断してしまったとか、続けられなくなったという現象がこの3、4年ずっと起きていますよね。それで、コロナも5類になって、そろそろ、さあどうするかなという部分はいくつもあると思うのですが、ユマニチュードの導入をするということで、随分と担当者も張り切っていたのですが、これはコロナのために、東京の本部自身が動けなくなって、それで腰折れのような格好になっていましたけれども、これ今どうなっていますか。

- 委員長（桂川委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） 昨年まで、今年の当初も研修会のほうがなかなか実施されないということと、それともう一つ、施設のほうの立ち入りがなかなか制限されている中で事業が進んでいないという説明をさせていただいたところです。

今回、地域包括支援センター、うちの職員がこの研修を今年受けることができたので、ちょっと今後、今段階ではちょっとまだ施設等の出入りも含めて、施設との調整はまだなのですが、今後この研修の内容を施設のほうで生かしていただくような取組をしたいなというふうに考えているところでございます。

- 委員長（桂川委員） 2番、室崎委員。

- 室崎委員 それでお願いなのですが、今回のコロナで、厚岸がというのはないのですが、私の知り合いで内地のなのですが、病院が結局、入院してそこがコロナになって出られなくなってしまって、そしてそこでもって認知症が一気に進んで、命に関わるようなことになってしまったというような事例が一つだけではないのです、私の周りです。改めて今回のコロナ騒ぎで顕在化した一つが、病院というのは看護の専門家なのだけれども、介護に対しては非常に弱いと。全部が全部ではないでしょうけれども、ところがあるということが非常にはっきり見えてきた。そういう事例がたくさんあります。

それで、このユマニチュードというのは奇跡の介護とされています。全く認知症が進んでいて、こちらが声をかけてもちゃんとした反応がなかった人がびっくりするほど元気になって、反応するようになったというような話がいくつもあるので注目された介護システムでしょうね、介護法ですか。こういうものは病院でも導入してほしいのです。それは特別なお金がかかることでも何でもなく、そういう知識と意識を持ってもらうだけで随分変わってくるということは、私が勝手に考えているのではなく、いろいろな報告の中にも出てきます。介護の方はもちろんなのですが、看護の任務にあたっている看護師さんにもそういうものを学んでいただきたいと思いますのですが、その点いかがでしょうか。

●委員長（桂川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 内容的には、やはり中長期的に取り組むことでの効果。それから、それもやはり対応する方がきちんと認識を持って対応しないといけない。それから、もう一つの視点としましては、やはり治療のために、安静前提で行っている病院という機関と生活の場である施設の違いという基本的な違いもあるのかなという部分がもちろんあると思います。その中では、現在介護分野でこういう取組を段階的にでもやはり取り入れていただくということで、施設と相談をさせていただいている状況、さらに関係職集まる場もありますので、その中に看護師も含めた医療従事者もこの部分の理解をいただくことでつなげていくということも可能なのかなというふうにも考えていますので、そういったこともちょっと取り入れながら進めたいなというふうに、今ご提案いただいた部分を観点を持って進めたいというふうには思います。

●委員長（桂川委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 くどくは言いませんけれども、よろしくお願ひしたい。

それからもう一つお聞きします。心和園等で第三者評価というものを行っていましたよね。これ、道社協か何かが入ってくれたのかな。いわゆる、全く他人というか第三者の目で、その施設の運営を評価するというシステムなのですが、これを1回か2回やりましたですね。ところがこれもコロナで中断ということになっているのですが、これはこの後どういうふうに進める予定でしょうか。

●委員長（桂川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

今お話あったとおり、厚岸町では指定管理を社協にお願いした後、いわゆる心和園とデイサービス、それから心和園の中でのショートステイがあります。入所でも多床室とユニット部分があるということで、それぞれに第三者評価を活用して行っていくということで、これを1回ではなくて、1年ごとやっていくことで、3年後、4年後にはもう1回受けられる、前回の評価と比較をしながらということで取組を進めた経過でござい

ます。

直近、過去3年間ほど施設の立ち入りができないということで、第三者評価の実施ができなかった状況にありましたが、今年度、再開としてデイサービスセンターの評価を今年度実施した状況でございます。今後、来年度につきましては、今度は入所部分の第三者評価も進めたいというふうに考えておりますので、改めて前回との比較をしながら、質の維持、向上に努めるというふうな考えでございます。

●委員長（桂川委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 よろしく申し上げます。

自己評価から始まりまして、ずっとやっていくのですけれども、その全体の意見交換やいろいろなことがあって、最終的にその評価の結論がまとまると。評価して5、4、3、2、1、ぽんをつけるのが意味があるのではなくて、そこで働いている人たちと一緒にやっていくというシステムというふうに伺っております。ですから時間もある程度かかりますよね。結論が出るまでに。その結論が出たところで結構ですから、議会なり、少なくとも厚生文教常任委員会には、その旨また公表していただきたい、そういうふうに思いますがいかがでしょうか。

●委員長（桂川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） ただいま説明いただいたとおり、取組については自己評価、それから職員での質についての検討ですとか、それからこの第三者評価につきましては、いわゆる施設の運営形態として法人もしくは親会社なりという組織としての考え方から始まって、現場での実施の状況、新たな試みの実施等も評価の基準になってくるというものでございます。項目も多いことから、実は僕たちからしますと、これを受けるだけでも施設、職員には大きな負担となるものではあります。ただ、それも現在は施設のほうでも、それから職員についても、一定の理解をいただきながら実施できている状況でありますので、結果が出る都度、報告していきたいというふうに考えております。

●委員長（桂川委員） ほかに、ありませんか。
8番、石澤委員。

●石澤委員 ここで介護予防生活支援のところなのですが、生活管理指導員派遣委託料というのがありますが、これの対象者、それから内容、どういう形なのか教えてください。

●委員長（桂川委員） 休憩します。

午後4時14分休憩

- 委員長（桂川委員） 再開いたします。
保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） 大変申し訳ありません。

この事業では、記載がありますとおり、今回の事業費では40万3,000円の補正という状況ですが、生活管理指導員派遣事業ということで、これは介護保険で行きますと訪問介護、ヘルパーさんの家庭への派遣という事業があります。介護保険につきましては、現在は要介護認定を受けないとヘルパーを使うことができないという状況となります。また、要支援認定の方につきましては、総合事業ということで、ヘルパーさんの相当事業、総合事業別に設定しておりますが、その訪問介護が受けられる状況になっていきます。ただ、この生活管理指導員派遣という事業は、さらに自立の方で、いわゆる通常の生活ができる方で、なおもヘルパーさんに家事援助での支援が必要な方、これは通常はほとんどいないかなというふうに考えているのですが、例えば週に1回くらいの掃除、大体そういった仕事かなというふうに考えておりますが、この派遣を行っている事業であります。

現在、今年度、当初、2人から3人程度の利用ということで、例年それくらいの人数ですので、予算を持っていたところですが、9月以降、この人数が5人に増えたということで、この事業、事業費が倍増したという状況で、今回補正をしたということとなっております。

- 委員長（桂川委員） 8番、石澤委員。

- 石澤委員 これは要介護の認定を受けている方、それとも総合事業だから認定をしないで自立の支援を受けるということなのですね。ということは、それは、やはり本人が申請して、本人か家族か分からないけれども、ひとり暮らしの方が多くその対象になっているということなのですか。

- 委員長（桂川委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） 割と多くは、例えばケアマネージャーさんが各家庭を訪問したりだとか、いろいろな話を聞いたり、いろいろな方と関わっている中で、認定を受けたい方、相談を受けたり、それから包括支援センター、うちの窓口でヘルパーさん使いたいですとか、介護保険を受けたいという相談を受ける方、そういった方々で、一つは認定申請をして認定が出ない方、なおも、やはり何らかの安否確認も含めて、何かのサービスを使わないと、ちょっと心配だというようなニーズが結構あったりします。

また、ほとんど自立されている方が窓口に来て、何か使えないのだろうかというような相談を受けたりすることもあります。そういった方々の状況に合わせて、認定を受けている方、それから認定でも支援の、要支援認定出た方は介護相当事業、それから非該

当担った方もしくは認定申請しないという方については、この事業でヘルパーの派遣ができるという設定でございます。

●委員長（桂川委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 今、結局そういう窓口を知っている方はいいのですけれども、知らない場合もありますよね。そういう場合は、自治会の会長さんとかなのでしょうか。それとも民生委員か、そういう方たちの、ひとり暮らしで見た感じ大変なのだけれども、どうしたらいいのだろうという、そういうような話も聞いたことあるのですが、そういう人たちにとってのつながっていく場面というのは、あみかに来なければつながらないというようなことしかないのでしょうか。そのほかに、昔、保健師さんが高齢者の人のところを1軒1軒回ったというようなこともあったのですが、そういうような取組でもあれば、つながるような気もするのですが、そういうつながっていくという取組はどういうふうにしているのでしょうか。

●委員長（桂川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 一つは今お話出していた民生委員さんですね。地区ごとに民生委員さん、厚岸町では30名ほど各地区に配置をしております。民生委員さんの活動としましては、実はうち、他町よりもかなり活発なのかなというふうに認識しておりますが、毎月定例会を行いまして、まず高齢者の制度であるとか、生活保護の制度であるとか、それから今回この時期ですと給付金の申請ですとか、申請漏れないですかとか、そういった制度、それから利用できるものの周知を行いまして、各地域で、もしそういった相談、それから対象になる方に声かけをしていただくということをやっているというのが一つでございます。

また、うちで関わる部分では、例えば社会福祉協議会のほうで元気いきいき活動ということで、ほとんど自立の方が大体半年に1回くらい、3カ月に1回のクールでレクリエーション等を行うような、そういった中でも紹介をさせていただいたり、そこには社会福祉協議会の職員も関わっておりますので、そういったところから相談もしくは声かけをしていただくというようなこと。

また、それ以外には、あとは、もちろん来ていただかなくても電話でも相談を受けた段階では、包括支援センターのほうで訪問もできますので、連絡いただければ訪問できるという状況にはなっています。

ただ、今お話いただいた中でも、それ以外の方、やはりなかなか行き届かない部分があるのかなという部分がありますので、ちょっと周知活動の部分では、一般的にはやはり今お話、やり取りさせていただいたとおり、なかなか名前を見てもどういったサービスか分からないというような名前のこともありますので、ちょっとその部分はうちのほうの周知不足かなという部分は確かにあるかなというふうには思います。ちょっとそういったことをいろいろ活用しながらつながるような取組はしていきたいなというふうに考えております。

- 委員長（桂川委員） ほかに、よろしいですか。進めます。

5 目後期高齢者医療費。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 7 目自治振興費。

10番、堀委員。

- 堀委員 ここで地方バス路線維持対策ということで1,085万7,000円があるのですけれども、提案理由説明の中では運行する会社の決算に基づき、バス運行に伴う不足分への補助金ということでなっております。つまり、赤字の部分は全て町のほうで補填するということに考えられるのかなというふうに思うのですけれども、それが業務委託として適切なものかというものがどうなのかという疑問に思うのですけれども、こちら辺はどうなのでしょう。

- 委員長（桂川委員） 町民課長。

- 町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

地方バス路線助成ということでございますが、内容につきましては、厚岸・釧路線、それから国泰寺線、それから買い物循環線ということで助成をしているところでございます。この内容につきましては、国の要件等も含めまして、町の単独で助成しているというわけではございません。厚岸・釧路線につきましては、地方との幹線路線ということで、釧路市、それから釧路町、厚岸町、3市町村で負担しているという状況でございます。

また、国泰寺線につきましては、町単独路線ということでございますので、これは当初見ていなかったということで、確定して480万円増額ということでございます。

また、買い物循環線につきましては、当初予算、これもゼロということで見込んでいましたが、確定としまして122万9,000円の増額となっているところでございます。

- 委員長（桂川委員） 10番、堀委員。

- 堀委員 そうすると、町内分が約500万円にも満たないくらい。国道幹線の都市間交通が半分の500万円くらいという形なのでしょうけれども、例えばこの業務を委託を受けている会社が人件費の高い人たちをみんなこちらのほうに持ってきてやった場合、当然経費として人件費分が大きく跳ね上がってしまうのですけれども、そういった場合でもその赤字分というものは出すという考えのものなのでしょう。

- 委員長（桂川委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

この生活路線の補助金の計算方式につきましては、国の計算式のもとに基づきまして、いろいろな単価計算、人件費も含めまして、単価が決まっておりますので、それに基づいて計算しているという状況でございます。

●委員長（桂川委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） ちょっと補足をさせていただきます。

厚岸町に高い運転手が来ているということではなくて、この場合はバス会社の、乗り合いバス事業者のキロ当たりの費用を出しまして、それから補助、先ほど町民課長が言った北北海道の単価で積算した補助を引いて、その残りを営業キロ、例えば厚岸・釧路線であれば、営業キロの部分をそれぞれの市町村で負担分について分配するという仕組みであって、同じバス会社の運行する路線であれば、路線によって単価が違うということはありません。

●委員長（桂川委員） 10番、堀委員。

●堀委員 分かりました。

ただ、提案理由説明書には、決算に基づきというふうにされている。ということは、そういう積算でもってやられているという説明はされていないのです。ここでは。あくまでも決算ですから、赤字なら赤字の部分をとというふうに、私たちだと当然そういうふうに理解はするので、やはりそこら辺の説明なりというものは今後きちんと気をつけていただきたいなと思うのですけれども。

●委員長（桂川委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 大変申し訳ございません。

決算というのは、まず、当初予算見るときには見込みの単価でやるものですから、今回決算でという説明になっているかと思います。委員おっしゃられますように、その仕組みについて、一応毎年度、毎年度ではないけれども、ときどき質問があつて、説明はさせていただいているのですが、何せ1年に1回なものですから、できるだけ丁寧にこの後説明させていただくようにしますので、ご理解をいただきたいと思います。申し訳ございません。

（「分かりました」の声あり）

●委員長（桂川委員） ほかに、よろしいですか。

（な し）

●委員長（桂川委員） なければ、進みます。

8 目社会福祉施設費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 4 目児童福祉施設費。

2 番、室崎委員。

●室崎委員 児童福祉施設費でお聞きしますが、令和 4 年に内閣府が教育・保育施設等におけるヒヤリハット事例集というものをつくって出しているのです。これはつかんでいますか。

●委員長（桂川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 存在は認識しておりますが、中身について細かく確認をしたという認識はちょっと現在はありません。

●委員長（桂川委員） 2 番、室崎委員。

●室崎委員 中身分からなかったら、これ、使い道ないでしょう。恐らく、こういうものを内閣府が出さざるを得なくなったのは、保育所で送迎のバスの中に子どもを置き去りにして死なせてしまったという痛ましい事故がありましたよね。これが死に至ったかどうかまではちょっとはっきり覚えてないのだけれども、似たような事案がばたばたと出ましたよね。それで、要するにこういう小さな子どもを預かっている施設の在り方について、いろいろな議論が出てきました。その中で、内閣府がこういうヒヤリハット事例集というのを出したわけです。ヒヤリハットというのは別に帽子の種類でも何でもなくて、簡単な日本語ですよ。ひやっとしたこと、はっとしたこと、それをきちんと記録に残して、関係者で共有するという考え方ですよ。

これは、この内閣府の事例集の冒頭にも書かれているのですが、1 件の重大事故の背後には、大体30件の軽微な事故があると。その後ろには、軽微な事故の 1 件の後ろには300件のヒヤリハットがあると。これは恐らく何かの統計から出している、いい加減な話ではないと思うのです。このヒヤリハットというシステムは、日本が始めたものではなくて、そのとき何て言っているか知りませんが、アメリカの航空機事故を防ぐためのシステムというふうに聞いています。おかしいぞという軽微なひやっとするようなものが積み重なって何万件くらいになると墜落事故が起きるといような統計も、アメリカはそういうものを非常に丹念に出す国ですから、出ていたようで、

それを医療現場で取り上げたヒヤリハットという言い方で、というふうに私は聞いています。町立病院も相当に前から、このヒヤリハットのシステムを、恐らく道東では一番最初に入れたのではないかというふうに思っています。

今、私程度のものがちょろっとネットを見ただけでも溢れていますよ。内閣府のこの事例集だけではなくて。そして、いろいろなそういう関係の団体が、このヒヤリハット事例集の書き方まで丁寧に説明しています。今の課長の答弁から見ると、恐らく厚岸町は、これ現場でもって利用していないのではないかというふうに推測されるのですが、どうなのでしょう。

●委員長（桂川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

事実、今の事例集についての中身の細かい部分を確認はしていません。ただ、児童福祉施設、それから老人福祉施設もそうですが、特に老人福祉施設、それから保育所につきましては、大分早い期間から職員の研修、それから施設の安全対策としてヒヤリハット事例の集積、それから、もう一つは事故の総合振興局への報告というような仕組みを入れております。

厚岸町におきましても、日常あり得るヒヤリハット、都度あるのですが、例えば子ども同士でぶつかって、病院には行かないのですけれども、ぶつかって痛い思いをしたですとか、それから食事のアレルギーの部分について事前に調査しているのですが、食材として入って口に入る前には防げたのですが、そういったもののヒヤリハットの扱い、ただし、それが例えば活動中の骨折事故ですとか、病院に通院をするようなのが、それから先ほどの誤食というのですか、アレルギーの食材を食べてしまった、そういった事故と扱うものは事故として扱った上で報告するという事で、ヒヤリハットの事例の報告の取組自体は実施している状況となっております。

●委員長（桂川委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 ヒヤリハットのことをお聞きしたら、非常につれない答弁だったので、全然そういうものは使ってないのかなというふうに思いましたが、私の早とちりでした、それは。申し訳ありません。

ヒヤリハットの事例集というのは、いろいろなところでこんなことがありましたよというのの事例集ですよ。これはこれで参考になるのです。非常に参考になるのです。ただ、ヒヤリハットそのものはシステムですよ。今日、自分たちの中でこんなことに気づいたということをちゃんと様式もありまして、これでもって見ますと、レベル0、レベル1、2、3というふうに全部基準があるのです。それに従って報告書を書く。そして、どこにそういうようなものを起こす原因があったのかと。どこを改良しなければならないのかということをみんなで共有するということをやって、目を潰していくということだと思うのです。そういうシステムとして導入しているのですか。

●委員長（桂川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

大きくは事故報告がある前提で、その前に至るヒヤリハット事例につきましては、報告書、担当者、当事者が記載をし、報告をし、一応事例につきましては僕のところまでの決裁を取って保管しているというような運用をしている状況です。様式については法令で決まっているものではないので、任意形式ではありますが、うちの保育所では軽度、中度、重度というようなレベルの扱いをした上で、これを活用している状況であります。

●委員長（桂川委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 そこまでやっていると安心いたしました。当初、大変失礼な言い方をして、申し訳ない。ぜひ、これは進めていただきたい。そういうことは、子どもたちの安全を守るという点でも大変大事なのですが、と同時に、その任にあたっている人たちを守るという意味でも大変大事なことなので、ぜひこれは進めてください。よろしくお願いいたします。

●委員長（桂川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 特に僕たち運用していきながら、やはり必要なシステムだなというふうに考えているのは、職員個々に危険な場面を予測できるというようなことが一つあります。また、それらを事故に至る前に、隠さずというか、埋もれずに表に出せるといった効果もありますので、今後も引き続き、制度を高めながら運用していきたいというように考えております。

●委員長（桂川委員） ほかに、よろしいですか。

（な し）

●委員長（桂川委員） なければ、進みます。

5目児童館運営費。

8番、石澤委員。

●石澤委員 これ、子夢希児童館の修繕費なのですが、真龍側の友遊児童館なのです。前から言っているのですが、非常に狭いという話がありまして、結構、何年たちましたか。結構たっていると思うのですが、土地がないから広げられないかもしれないですけども、その館長さんがいろいろ工夫しながら、中でやりくりしているみたいなのですが、登録人数は100人と言っていました。ですから、全部来ないにしても80人くらい来る場合もあると。そのとき、何か事故が起きて、ないようにやっているみたいで

けれども、そういうのを防ぐために、何かこう、広げる工夫というか、そういうことというのはできないものなののでしょうか。

●委員長（桂川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

お話いただいた部分、認識しております。当時、4年生まで利用できていた。それから、さらに学年が広がったというような経過もありまして、利用人数が、今子どもの数は減っている状況にはありますが、実は、当時、5、6年の前の状況で90人を超える、それから現在でも登録では100名ほどとなっていますので、規模としては大きく変わっていないということで、施設そのものの手狭さというのがやはりずっと課題となっているという状況です。

ただ、検討していたのは、例えばですが、近隣の施設で消防団の建物を活用しようとか、そういった検討にも至った経過があったりですとか、それから、例えば増築なんかも考えなければいけないとか、いろいろ考えてはいるのですが、なかなか現実的にその活動の場を広げるというような手段にはまだ至っていないというのが現状であります。

ただ、一つはやはり事故があってはいけない、過密になって事故があってはいけないということでは、その分職員にも負担をかけているなというところも認識はしていますし、また、施設のほうでは工夫しながら、例えば夏休みですと朝からの活動になりますので、外に出る行事、散歩ですとか、そういった外で活動することも工夫しながら行っているという部分も認識はしているのですが、なかなか大きく改善に至るというような方策はまだできていないという現状です。

●委員長（桂川委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 あの中に結構いろいろな物置とかもありますよね。使うために。そういうもので頻繁に必要なものと、そうではないものとかというのを、変なのかな、外に物置をつくって置くとか、そういうような工夫でもできるのかなと思うのですが、子どもたちが遊ぶとき外で遊ぶ広場みたいなものがありますよね。あそこの部分は町の持ち物なのですか。そこにちょっと広げるというような、そういうことも可能なのかなと思って見ていたのですがけれども、やはり、せっかくいろいろな意味で子どもたちもあそこに集まって、そして親御さんも安心して使えるという場所なので、やはり今必要だと思うので、ぜひその辺検討してほしいと思います。

●委員長（桂川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 警察署に隣接をしていて、通りに面した建物とその裏側に園庭、活動する、砂を引いて安全に活動できるようにしていますが、そこもちろん町の土地となっていますが、線路際につきましては、今ちょっと駐車場として使っている

のですけれども、半分がＪＲの土地だったりしまして、ちょっとその部分の取得なんかも検討していた経過もあるのですが、なかなかちょっとそこに広げるというところまではまだ至っていないという状況です。ただ、今後もちっと継続して、何らかの手段いろいろ考えていきたいなというふうには考えておりますので、安全にまず行っていけるように進めていきたいというように考えております。

- 委員長（桂川委員） ほかに、ございませんか。
休憩します。

午後 4 時43分休憩

午後 4 時43分再開

- 委員長（桂川委員） 再開します。
本日は、この程度にとどめ、明日10時頃から審査をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（桂川委員） 異議なしと認めます。
よって、本日の委員会は、これにて閉会いたします。

午後 4 時43分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 5 年12月 7 日

令和 5 年度各会計補正予算審査特別委員会

委 員 長